

国立大学法人東京医科歯科大学における事務職員の語学力向上 に係る一時金の支払いに関する運用

（ 令和5年2月8日
制 定 ）

（趣旨）

第1条 この要領は、本学事務職員に係る語学力向上を目的とした職員への褒賞としての一時金（以下「一時金」という。）について制定するものである。

（一時金の支給対象者）

第2条 一時金は、職員が次の各号に該当する場合に支給する。

- (1) 一時金を支給する年度の3月1日に在職する者
- (2) 毎年1月から12月までの間に TOEIC L&R テストにおいて、730点以上のスコアを取得した常勤事務職員（特定有期雇用職員を除く）

2 スコア取得日は、当該スコアを取得した TOEIC L&R テストが実施された日とする。

（申請）

第3条 前条の要件を具備するに至った職員が一時金の受領を申請する場合は、毎年、総務部人事企画課からの公募に基づき、Official Score Certificate（公式認定証）を電磁的記録等により添付して、同課が指定する期日までに申請を行わなければならない。

（支給額）

第4条 TOEIC L&R テスト取得スコアに応じて、一時金の支給額は次の各号に掲げる額とする。

- (1) 730点から860点未満のスコアを取得した職員 30,000円
- (2) 860点以上のスコアを取得した職員 50,000円

（支給日）

第5条 一時金は、本給の支給日のうち学長が定める日に支給する。

（その他）

第6条 特別の事情により、この運用によることができない場合又はこの運用によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から施行する。